

子どもが出す「いじめのサイン」

子どもは、自分からいじめの被害を訴えられないこともあります。多くの大人の目で「いじめのサイン」に気づいてあげられるよう、以下の項目を参考に、子どもたちを見守っていきましょう。

学校でのサイン

- ☐ 連絡がなく登校していない
- ☐ 遅刻・欠席が増える
- ☐ 心身の不調を訴えることが増える
- ☐ 保健室の利用回数が増える
- ☐ 学習意欲が低下する
- ☐ 忘れ物が増える
- ☐ 発言すると周囲が冷たい反応をする
- ☐ グループ活動で孤立している
- ☐ 休み時間に一人で過ごしている
- ☐ 特定の相手に必要以上に気を遣う
- ☐ 不自然に机を離される
- ☐ 清掃時に机を運んでもらえていない
- ☐ 理由なく急いで下校する
- ☐ 理由なくなかなか帰らない

子どもたちの様子で気になることがあるときには、学校は保護者と情報を共有します

家庭でのサイン

- ☐ 朝なかなか起きてこない
- ☐ 家族に乱暴な態度をとる
- ☐ 自室にこもることが多くなる
- ☐ 学校の話をしなくなる
- ☐ イライラしている
- ☐ 泣くことが多くなる
- ☐ 元気がない、笑顔が減る
- ☐ 食欲がない、食べ過ぎる
- ☐ 衣服が不自然に汚れている
- ☐ 夜、眠れていない様子がある
- ☐ 急に成績が下がる
- ☐ お金をねだられる
- ☐ 学用品や持ち物がなくなる、壊れる
- ☐ 学校を休みがちになる

子どもの様子で変わったことがあるときには、子どもに寄り添い、じっくりと話を聞きましょう

サインに気づいたときは、まずは相談を！

地域でのサイン

- ☐ 登下校する友人が変わる
- ☐ 登下校時に一人だけおいていかれることがある
- ☐ 登下校時に仲間外れにされる
- ☐ 特定の子がかばんや荷物をもたされている
- ☐ 一人だけにされている
- ☐ いつも一人で遊んでいる
- ☐ 異学年の子とばかり遊んでいる
- ☐ ケンカをしている
- ☐ 一人で泣いている
- ☐ みんなにお菓子や飲み物をおごっている

地域の子どもたちに気になる様子が見られるときには、保護者や学校に知らせましょう

いじめに関する相談窓口

- 24時間子供SOSダイヤル 24時間対応
TEL 0120-0-78310(通話料無料)
- 24時間子供SOS相談テレホン 24時間対応
TEL 076-298-1699
- いじめ110番 24時間対応
TEL 0120-617-867
- 野々市市教育センター(子ども相談ダイヤル・体罰110番) 平日9:00~17:00
TEL 076-246-7830
- 野々市市少年育成センター(いじめ・トラブル相談室) 平日9:00~17:00
TEL 076-294-8815 ※右の二次元コードからも相談できます



野々市市少年育成センター
いじめ・トラブル相談室

令和8年1月発行

子どもたちが自分らしく輝き、健やかに成長できる地域を！

～いじめの正しい理解と、学校・家庭・地域の連携・協働～

こんなことはありませんか？

ふざけただけ



こっそり話しただけ



思ったことを
書いただけ



注意しただけ



やり返しただけ



相手が嫌だと感じたら・・・それは**いじめ**です

いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった**児童生徒が心身の苦痛を感じているもの**をいう。
「いじめ防止対策推進法」

悪質性や故意性がなくても、いじめとなる場合があります。

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある子ども・・・**9割** **した**経験がある子ども・・・**9割**

平成28年 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター(いじめ追跡調査2013-2015)

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものです。
誰もがいじめられる側・いじめる側になる可能性があります。

野々市市教育委員会

学校の役割

家庭・地域と適切に関わりを持ちながら、教育委員会と連携して、全教職員でいじめの未然防止や早期発見、いじめ発生時の対応に当たります

<未然防止>

- 「いじめは決して許されない」ことを教える。
- より良い人間関係を育む。
- ストレス等に対処できる力を育む。
- 子どもが自他を大切にし、安心して生活できるようにする。
- 家庭・地域と一体となって、いじめ問題に取り組む。

<早期発見>

- ささいな兆候でも、いじめの可能性を疑い、積極的にいじめを認知する。
- 子どもがいじめを訴えやすい環境や体制を整え、子どもに寄り添って話を聞く。
- 家庭・地域と連携して、子どもを見守る。

<いじめへの対応>

- いじめを受けた子どもや、いじめを知らせてくれた子どもの安全を確保する。
- 子どもから聴き取りを行い、適切な指導を行う等、組織的な対応をする。
- 家庭や教育委員会へ連絡・相談し、事案によって関係機関（警察署、児童相談所、心理や福祉の専門家等）と連携する。



連携・協働



家庭の役割

学校・地域と適切に関わりを持ちながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めましょう

<未然防止>

- 子どもとのコミュニケーションを大切にする。
- 子どもが日常的に学校での出来事を話せる環境を作る。
- 子どもにルールやマナーを教える。
- 日頃から、より良く解決する方法を一緒に考える。
- 保護者が子どものインターネットやスマートフォンの使い方に関心を持つ。
- 子どもが、より良い人間関係を築けるよう、地域の活動に積極的に参加する。

<早期発見>

- 子どもの様子の小さな変化を見逃さない。
- 困難に直面したときには理解を示し、励ましや支援を行う。

<いじめへの対応>

- 子どもから相談を受けたら、学校等に連絡する。
- 子どもがいじめに関わった場合は、学校と連携して解決に導く。
- 片方の話だけで判断せず、事実をもとに、子どもたちのより良い関係づくりにつなげる。



地域の役割

学校・家庭と関わりを持ちながら、いじめの未然防止や早期発見に努めましょう

<未然防止・早期発見>

- 地域で育つ子どもたちとあたたかく接する。
- 学校と連携していじめ防止に取り組む。



学校は「いじめた子ども自身が悪い」ではなく、「どのような行為が相手に嫌な思いをさせたのか」を指導し、子どもを支援する

誰もがいじめの側になる可能性を踏まえ、いじめた子ども自身が悪いという指導ではなく、どのような行為がいじめに当たるのか、どのような行為が相手に嫌な思いをさせたのかを、子ども自身が理解できるように指導・支援します。
場合によっては、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもあります。



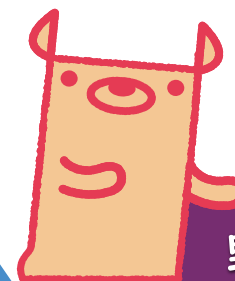
「嫌な思いをした」に素早く対応する

大人からみれば些細と感ずることも、子どもにとっては大きなことと感ずることもあります。子どもが「嫌な思いをした」と話したときには、まず子どもに寄り添い、どのような嫌な思いをしたのかを丁寧に聴き取り、対応します。
友達とのこじれた人間関係をほどいていくことを目的として対応を進めるとともに、「ごめんなさい」を言える勇気と相手を許す心を育成します。



自分たちでトラブルを解決する力を育成する

子どもたちは、日々の小さなトラブルを自分たちの力で解決することで成長します。
子ども同士のトラブルが発生した場合には、保護者・地域・学校が協力し、子どもたちに適切に寄り添いながら支援し、子どもたちが自分たちでトラブルを解決する力を育成します。



野々市市いじめ防止条例 令和8年4月施行

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちが自分らしく輝き、健やかに成長できる地域の実現を目指します。

